省　令

○農林水産省令第五号

植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項、第七条第一項、第十条第五項、第十条の二、第十条の四第一項及び第二項、第十条の六第二項、第十条の七第二項、第十条の九第二項、第十条の十一第二項、第十条の十六、第十七条の六、第十七条の二第一項並びに農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第九条第三項の規定に基づき、並びに植物防疫法を実施するため、植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年二月一日

農林水産大臣　野村　哲郎

植物防疫法施行規則等の一部を改正する省令

（植物防疫法施行規則の一部改正）

第一条　植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　総則（第一条・第二条）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　輸入植物等の検査（第三条―第二十二条の四）	第二章　輸入植物等の検査（第三条―第二十二条の四）
第三章　輸出植物等の検査（第二十三条―第三十一条の十四）	第三章　輸出植物の検査（第二十三条―第三十一条）
第四章　指定種苗の検査（第三十二条―第三十五条）	第四章　指定種苗の検査（第三十二条―第三十五条）
第四章の二　植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二―第三十五条の十一）	第四章の二　植物等の移動の制限及び禁止（第三十五条の二―第三十五条の十一）
第四章の三　侵入調査（第三十五条の十二）	
第五章　緊急防除（第三十五条の十三―第三十九条）	第五章　緊急防除（第三十六条―第三十九条）
第六章　指定有害動植物の防除	第六章　指定有害動植物の防除
第一節　総合防除（第四十条―第四十条の四）	第一節　総合防除（第四十条―第四十条の四）
第二節　薬剤の譲与（第四十一条―第四十六条）	第二節　薬剤の譲与（第四十一条―第四十六条）
第三節　防除用器具の無償貸付（第四十七条―第五十八条）	第三節　防除用器具の無償貸付（第四十七条―第五十八条）
第七章　都道府県の防疫（第五十九条―第六十条）	第七章　都道府県の防疫（第五十九条―第六十条）
第八章　雑則（第六十一条・第六十二条）	第八章　雑則（第六十一条・第六十二条）
附則	附則
（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）	（輸入禁止地域及び輸入禁止植物）
第九条　法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。	**第九条**　法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める地域及び植物は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　別表一の二に掲げる地域及び植物（栽培の過程で検査を行う必要があるものであつて同表に掲げる地域において栽培されていないものに限る。）	三　別表一の二に掲げる地域及び植物（同表に掲げる地域において栽培されたものを除く。）
第三章　輸出植物等の検査	**第三章**　輸出植物の検査
（削る。）	（栽培地検査）
	第二十三条　法第十条第三項の植物は、てつぽうゆり、やまゆり及びかのこゆり（これらの変種又は品種を含み、野生のものを除く。以下同じ。）並びにチューリップとする。